

新地方公会計制度の概要

1 新公会計制度とは

- 資産・債務改革へ対応するため正確な資産の把握
- 現金主義による会計処理では見えにくいコストの明示や将来の住民負担などを明らかにするため複式簿記の導入
- 公社・3セクなどを含めた県全体を把握するために連結財務諸表の整備

2 「総務省方式改定モデル」と「基準モデル」

○「総務省方式改訂モデル」

単式記帳による決算統計のデータをもとに複式簿記的な考え方を取り入れるもの。資産は、まず、売却可能資産を洗い出し公正価値（時価）評価をし、その後、土地、物品など順次評価していくモデル。

○「基準モデル」

個々の取引情報を発生主義により複式記帳するもの。資産は、一度に全てをリストアップし、公正価値（時価）評価するモデル。

	総務省方式改訂モデル	基準モデル
固定資産の算定方法 (初年度期首残高)	○売却可能資産:時価評価	○現存の固定資産を全てリストアップし、公正価値により評価
固定資産の算定方法 (継続作成時)	○売却可能資産以外: 決算統計データを活用して算定 ↓ 段階的に公正価値による評価を実施	○発生主義的な財務会計データから固定資産情報を作成
固定資産の範囲	○当初は、決算統計データの範囲 ⇒段階的に立木、物品、地上権、ソフトウェアなどを含める	○すべての固定資産を網羅
台帳整備	○段階的整備を想定 ⇒売却可能資産、土地を優先	○開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新
発生主義に基づく複式記帳	○当面の間、公有財産台帳や個々の複式記帳によらず既存の決算統計情報等を活用して作成	○個々の取引情報を発生主義により発生の都度又は期末に一括して複式記帳して作成することが前提